

2018年2月26日

ブティックス株式会社

代表取締役社長 新村 祐三

問合せ先：

管理本部 03-6420-0721

<http://btix.jp/>

証券コード：9272

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下の通りです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は2006年の設立当初より、「徹底的な顧客満足の追求」を経営理念の一つとし、顧客や取引先の皆様との強い信頼関係を軸に、誠実にビジネスに取り組んでまいりました。現在はインターネット通販事業にとどまらず、BtoB事業分野への参入など、新規事業にも積極的に取り組んでおります。このように経営環境が変化する中において、永続的な発展と成長、持続的な企業価値向上のために、コーポレート・ガバナンスの確立が重要課題であると認識しております。株主をはじめとするすべてのステークホルダーからの信頼を得るため、経営の健全性・効率性・透明性を確保すべく、事業の拡大に合わせて組織体制を適宜見直し、各組織の効率的な運営及び責任体制の明確化を図っております。

また、監査役会における取締役の業務執行に対する監督機能並びに法令、定款及び当社諸規程を遵守すべく、内部統制機能の充実化を図り、迅速かつ適正な情報開示を実現できる体制を構築しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しておりますので、本項目に記載すべき事項はございません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新村 祐三	1,310,000	61.7
天池 祥子	170,000	8.0
新村 佐麻美	160,000	7.5

三輪 真理	66,000	3.1
松尾 由美	60,000	2.8
町田 美帆	50,000	2.4
天野 桂介	50,000	2.4
新村 理紗	40,000	1.9
速水 健史	38,000	1.8
城戸 沙絵子	30,000	1.4
平松 義規	30,000	1.4

支配株主名	新村 祐三
-------	-------

親会社名	なし
親会社の上場取引所	—

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

関連当事者取引等の実施につきましては、その取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、利益相反取引については、当社取締役会の決議により行う方針であります。

当社では全役員に関連当事者取引の有無に関する申告を義務付けております。また、新規に取引を開始する取引先においては、取引先の反社チェックにあわせて、関連当事者に該当するか否かの判断を行っております。その上で、新規に関連当事者取引等に該当する取引を行う場合は、取引条件の妥当性、当該取引の合理性（事業上の必要性）等を慎重に検討した上で、取締役会の承認を得る

こととしており、取引の妥当性を確保する体制を築いております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
吉崎 浩一郎	他の会社の出身者												
守屋 実	他の会社の出身者												

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉崎 浩一郎	○		投資家としての経験や海外での事業展開等の経験を有しており、社外取締役として経営全般に関して適切な助言を期待できることから、社外取締役として選任しております。同氏は当社の株式を保有しておりますが、独立性を阻害するものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと認められるため、同氏を独立役員として指定しております。
守屋 実	○		新規事業を数多く立ち上げられてきた豊富なビジネス経験を当社の経営全般に活かされることを期待できることから、平成28年11月に社外監査役から社外取締役へ変更いたしました。同氏は当社の株式を保有しておりますが、独立性を阻害するものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと認められるため、同氏を独立役員として指定しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び会計監査人は、相互の監査計画の交換並びにその説明・報告を行うほか、定期的面談の実施による監査状況の共有、たな卸及び事業所監査の立会等を連携して行い、監査の質的向上を図っております。監査役及び内部監査部門は、相互の監査計画の交換並びにその説明・報告を行うほか、月1回の定期会合を持ち、監査の状況、結果、改善状況を共有し、会社法及び金融商品取引法上の内部統制への対応等について協議し、連携して監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石割 由紀人	公認会計士								△					
寺西 章悟	弁護士								○					

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石割 由紀人		石割氏は、平成22年12月から平成27年5月まで、株式公開・資本政策に関する顧問を務めておりましたが、当社監査役就任とともに、当該顧問契約を解約しております。	会計士として専門的見地から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の経営に関する適切な助言を期待できることから、社外監査役として選任しております。
寺西 章悟		寺西氏には、平成29年5月に弁護士としての意見書の作成を単発的に依頼しております。	弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を期待できることから、社外監査役として専任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

社外取締役吉崎氏及び社外取締役守屋氏は当社の株式を保有しておりますが、独立性を阻害するものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入／ストックオプション制度の導入／
---------------------------	------------------------------

該当項目に関する補足説明

「役員報酬の決定に関する基本方針」（平成28年11月21日制定）において、下記の通り規定して
--

おります。

1. 社内取締役（社外取締役以外をいう）

(1) 社内取締役の報酬等は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当該社内取締役の意欲を高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとする。

(2) 社内取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬で構成され、各取締役の職責・役位及び業績等に基づき算定する。

2. 社外取締役

(1) 社外取締役の報酬等は、業務執行から独立した立場で経営に関与・助言を行うことができる、適切、公正かつバランスの取れたものとする。

(2) 社外取締役の報酬は、固定報酬のみとし、各取締役の経験、実績、専門性等を総合的に評価して算定する。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、原則として1年以上在籍している社内取締役及び従業員に対して付与しております。

なお、社内監査役が保有するストックオプションは、従業員時代に付与されたものであります。

【取締役報酬関係】

開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬総額が1億円以上の者はおきませんので、個別報酬の開示は行っておりません。役員区分ごとの報酬等の総額を開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬については、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。取締役の報酬については、株主総会にて決議された範囲にて、役位、業績、貢献度等を総合的に勘案して、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が決定しております。監査役の報酬については、株主総会で決議された範囲にて、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、管理部で行っております。取締役会の議案について管理部より事前に通知し、必要に応じて事前説明を行っております。また、社外監査役については、常勤監査役より重要会議の議事、結果を報告するとともに、監査役監査、会計監査人、内部監査部門の

情報共有を促進しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会

取締役会は、社外取締役2名を含む5名の取締役によって構成されており、原則毎月1回定期的に開催しております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、経営戦略の決定、重要事項の付議のほか、業績の進捗状況、業務の執行状況等について討議し、決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行う機関として位置づけ運営しております。なお、社外取締役については、経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有することに加え、高い独立性を重視し選任しております。

2. 監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、常勤監査役1名及び社外監査役2名により監査役会を構成しております。監査役会は、監査の方針や監査計画等を決定するとともに、各監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行の状況の監査を行っております。また、内部監査部及び会計監査人と緊密な連携を保ち積極的に情報交換を行うことにより、監査の有効性及び効率性を高めております。なお、社外監査役については、1名は弁護士、1名は公認会計士であり、高い専門性と独立性を重視し選任しております。

3. 経営会議

当社は、取締役会や監査役会などの法定の組織のほか、経営会議を設置しております。経営会議は社内取締役3名、常勤監査役1名、全部門長で構成され、原則毎月1回、さらに必要に応じて臨時で開催され、業務執行の前提となる重要事項を審議し、取締役会に付議しております。

4. 内部監査

当社における内部監査は、業務の整備状況及び運用状況を合法性と合理性の観点から監査し、その結果に基づく指摘及び改善・合理化への助言・提案等を通じて、経営の合理化及び効率性の向上並びに法令等の遵守、資産の保全を図り、もって社業の発展に寄与することを目的としております。

当社の内部監査部は、部長以下2名が担当しております。

5. 会計監査

当社は、PwC 京都監査法人により、会計監査を受けております。

業務を執行した公認会計士の氏名は、若山聡満氏、齋藤勝彦氏の2名であります。

6. 顧問弁護士

当社は、森・濱田松本法律事務所と顧問契約を締結し、コンプライアンスに関して適宜助言等を受けており、コンプライアンス体制の強化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の透明性・公正性、迅速な意思決定の維持・向上を目的に、コーポレート・ガバナンス

強化を重要な経営課題と認識し、適正な業務執行及び適正な監査の対応ができる体制の構築を図るために、社外取締役の選任と監査役会の設置による業務執行監督・監査に重点を置いた、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、多くの株主に出席頂くために、株主総会集中日を避けた日程を設定する方針であります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主議決権行使における議案検討時間を十分に確保するため、招集通知の早期発送を計画しております。また、招集通知の発送とあわせて、当社ホームページに招集通知を掲載する予定であります。
電磁的方法による議決権の行使	書面投票に加え、三井住友信託銀行株式会社が運営する議決権行使Webサイトシステムの利用によるパソコン等からの電磁的投票を検討しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社Webサイトにて公表予定であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を適宜開催予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	四半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を定期的開催することに加え、機関投資家への訪問を計画しており、各説明会での発表や訪問等については新村祐三が直接対応を行う予定であります。	あり
IR 資料をホームページ掲載	上場日よりホームページ内にIRサイトを開設し、有価証券報告書、適時開示書類、IRニュース等々を掲載する予定であります。	

IRに関する部署(担当者)の設置	株式上場後におきましては、管理本部をIR活動担当部署とし、常務取締役管理本部長をIR活動の統括責任者とする予定であります。
------------------	---

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業の社会的責任を認識し、企業理念、行動指針を制定し、グループの全役職員に対し、法令等の遵守はもとより、高い企業倫理に基づいた事業活動を推進していくことを周知徹底しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等を通じて、ステークホルダーに対して、適時に情報を提供していく方針であります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>当社は、業務の適正性を確保するための体制として平成28年11月21日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は、以下の通りであります。</p> <p>a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>(1) 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」「行動指針」を制定し、役員及び役職者はこれを率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続して行い、健全な企業風土の醸成に努める。</p> <p>(2) コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、経営会議にてコンプライアンス体制の構築・管理・維持にあたる。</p> <p>(3) コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。</p> <p>(4) 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。</p> <p>(5) 当社は、健全な会社経営のため、反社会勢力とは決して関わりを持たず、また不当な請求には断固としてこれを拒絶する。</p> <p>b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>(1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行う。</p>
--

(2) 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理規程及びリスク対応マニュアルを制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。

(2) 危機発生時には、対策本部を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会は取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、経営計画を策定する。

(2) 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。

(3) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

(4) 社外取締役は、適宜社長及び他の取締役と経営状況についての情報交換を行い、適切に助言を行う。

(5) 経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。

e 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議の上、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当らせる。

f 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

(1) 監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。

(2) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。

(3) 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

g その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。

(2) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

(3) 監査役は、監査法人及び内部監査部と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

(4) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合には、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、そ

の他専門家の意見を聴取することができる。

h 現状において明らかになった課題・改善点

マネジメント層人員の確保・教育の徹底が課題となっております。

i 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のため、内部統制委員会を設置し、代表取締役社長を委員長として、全社的な統制活動及び業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

j 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

- イ 当社の社内規程に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
- ロ 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。

(2) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

- イ 「反社会的勢力への対応ガイドライン」において「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全社員に配布するとともに適宜社内研修等を行い、周知徹底する。
- ロ 反社会的勢力の排除を推進するために管理部を統括管理部署とし、また、不当請求対応の責任者を設置する。
- ハ 「反社会的勢力への対応に関する規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。
- ニ 取引等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
- ホ 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。
- ヘ 反社会的勢力からの不当請求に備え、平素から警察、全国暴力追走運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との一切の関係の処断についての基本方針・基準として、「反社会的勢力への対応に関する規程」「反社会的勢力への対応ガイドライン」を制定し、管理本部を主管部門として、その内容の周知・徹底を図っております。また、年1回の全社コンプライアンス研修においても、全役職員向けに注意喚起を図っております。

上記を受け、新規顧客の取引開始時や外注・購買・仕入等の発注時には、事前に管理部門において反社会的勢力かどうかの属性調査及び取引金融機関・取引先等からの風評等の信用調査を必ず収集す

るよう、業務フローを整備した上で取引開始を実行するなど、業務体制を確立しております。また、取引先との間で締結する「基本契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。継続取引先においても、年1回の取引先全社の調査を行っております。

また、所轄警察署や暴力追放運動推進センターとの関係を強化するべく、速水管理本部長を不当要求防止責任者に選任しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

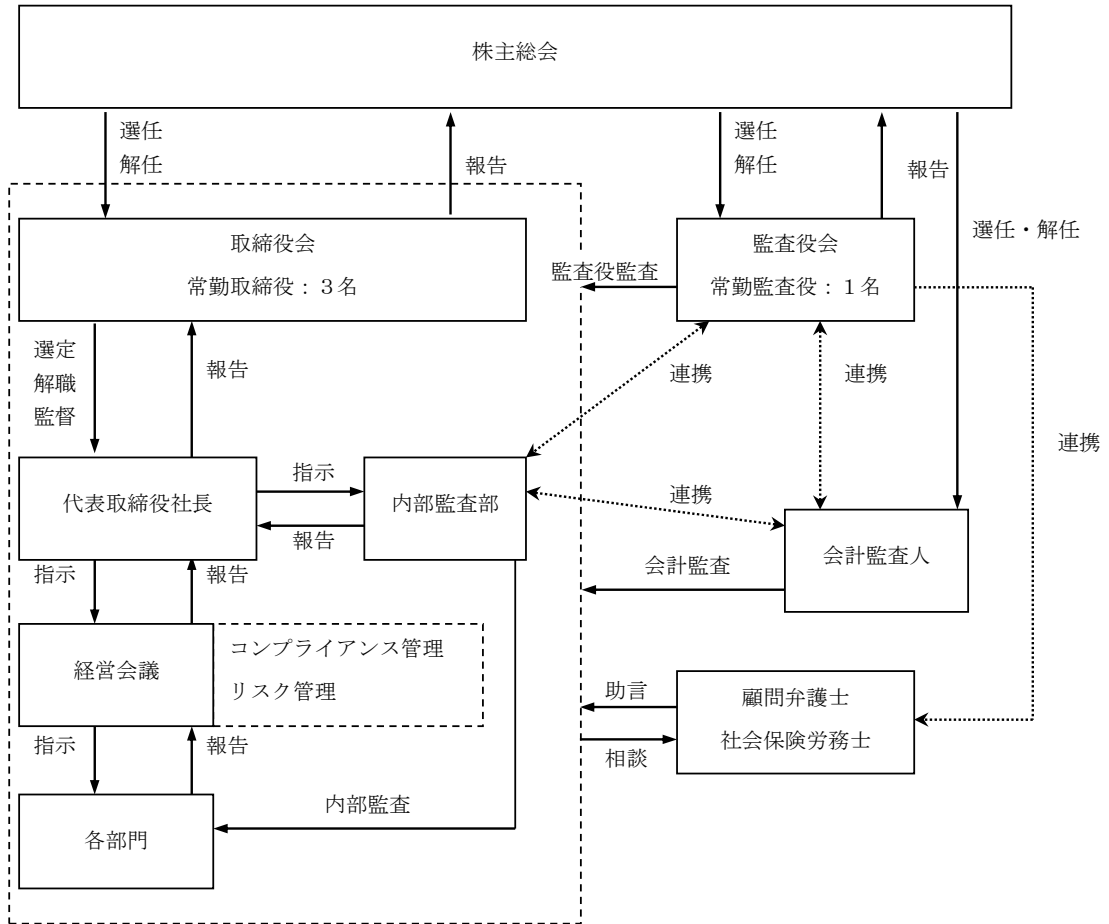
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—

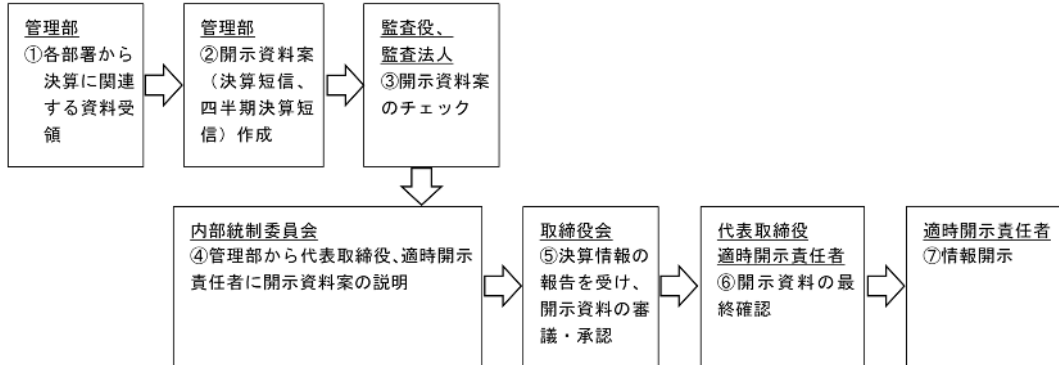
【模式図(参考資料)】



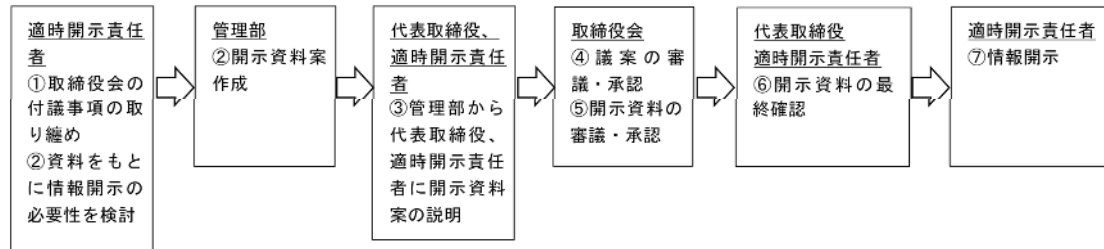
【適時開示体制の概要（模式図）】

情報開示体制図

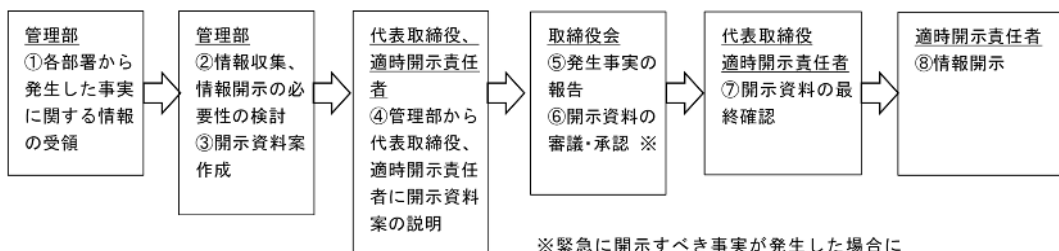
決算情報



決定事実



発生事実



※緊急に開示すべき事実が発生した場合には、代表取締役の承認を得て速やかに開示し、取締役会には開示資料を回付

以上